

実施要領

1. 概要及び目的

本業務は、人事評価制度に精通した専門業者の支援を受け、課題を抽出・分析し、評価結果を適切に人事管理や人材育成、組織力の向上などに利用できる、透明性・公平性を備えた人事評価制度に再構築することを目的とする。

この要領は、「人事評価制度再構築支援委託業務」の受託候補者について、プロポーザル方式により相手方を特定し、契約を行うための必要な手続等について定めるものである。

2. 業務概要

- (1) 業 務 名：人事評価制度再構築支援委託業務
- (2) 業務内容：仕様書（別紙 1）のとおり
- (3) 履行期間：契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 提案限度額：1,358,500 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 春日那珂川水道企業団競争入札参加資格を有していること。
- (2) 公告日から契約に係る見積り合わせを執行する日までの間に、春日那珂川水道企業団指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされないこと、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

4. スケジュール

(1) 公告・実施要領等の公表	令和 7 年 5 月 1 日(木)
(2) 質問受付	令和 7 年 5 月 14 日(水) 17 時まで
(3) 質疑回答期限	令和 7 年 5 月 16 日(金)
(4) 参加表明書の提出期限	令和 7 年 5 月 20 日(火) 17 時まで
(5) 提案書提出期限	令和 7 年 5 月 28 日(水) 17 時まで
(6) プレゼンテーション・ヒアリング審査	令和 7 年 6 月上旬(予定)
(正式な日時・場所は、後日、別途通知する。)	
(7) 審査結果の通知・公表	令和 7 年 6 月中旬(予定)

5. 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加表明書類を提出すること。

- (1) 提出期限：令和7年5月20日(火) 17時まで(郵送の場合は必着)
- (2) 提出場所：春日那珂川水道企業団総務課(春日市原町2丁目30番地2)
- (3) 提出方法：参加表明書(別紙2)を持参又は郵送等(信書の郵送に適する方法)とする。

6. 企画提案書等の提出

参加表明書を提出した者のみが、企画提案書を提出できるものとし、次により企画提案書を提出すること。

- (1) 提出期限：令和7年5月28日(水) 17時まで(郵送の場合は必着)
- (2) 提出書類：
 - ①企画提案書(任意様式)10部
※提案者の名称が特定できるような表現はしないこと。
 - ②見積書(別紙3)1部
※見積書の金額は消費税相当額を含まない金額を記載すること。また、見積書の別紙として、積算内訳書(任意様式)を添付すること。
- (3) 提出場所：春日那珂川水道企業団総務課(春日市原町2丁目30番地2)
- (4) 提出方法：持参又は郵送等(信書の郵送に適する方法)

7. 企画提案書の内容について

企画提案書は任意の様式とするが、規格はA4サイズで両面印刷とすること。また、作成において以下について網羅すること。

- (1) 本業務を実施する上での基本的な考え方(取り組み方針)
- (2) 仕様書に掲げる事項に対する提案事項
- (3) 会社概要及び業務実績
- (4) 業務の所要経費
- (5) 実施スケジュール・工程表

8. 実施要領に関する質問・回答・公表

- (1) 受付期限：令和7年5月14日(水) 17時まで
- (2) 受付方法：質問書(任意様式)に質問事項を記載し、電子メールにより提出するものとし、電話・来庁における口頭等での質問は受付けないものとする。また、件名は「人事評価制度再構築支援委託業務に係る質問」とし、送信後には必ず電話にて通知すること。なお、質問は、提案書等提出書類の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限

り受付けるものとする。

(3) 質問書提出先：電子メールアドレス (somu@kasuga-nakagawa-suido.or.jp)

(4) 回答及び公表：令和7年5月16日(金)までに企業団ホームページ上で回答する。

9. 企画提案の審査・選定

(1) 審査委員会の設置

企画提案書等の審査及び評価は、企業団が設置する審査委員会において実施するものとする。

(2) 審査の観点

各提案者から提出された企画提案書等を評価基準書（別紙 4）に基づき審査し、総合的な評価点が最も高い提案者を「最優秀提案者（受託候補者）」として選定し、次いで評価点の高い提案者を「次点候補者」として選定する。

また、評価点の合計が同点の場合は、審査委員会の多数決により選定する。

なお、提案者が1者の場合であっても当該審査は実施することとし、審査における最低基準点（評価基準総合点の5割）以上の評価点を得た場合は、その提案者を受託候補者として選定する。

(3) プレゼンテーション及びヒアリング

企画提案書を提出した者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリング（質疑応答）を実施する。

① 開催予定日：令和7年6月上旬

② 審査体制：審査委員会が行う

③ プレゼンテーション出席者：3名以内とする

④ 実施方法：

- ・プレゼンテーションは、企画提案書の説明と表現を補足するための追加説明としその後、審査委員会の委員によるヒアリングを実施する。
- ・実施時間は、提案者あたり60分とし、説明時間を45分、ヒアリングを15分とする。
- ・プレゼンテーションの内容は、事前に提出した企画提案書に基づくものとし、新たな内容の資料提示は認めない。
- ・説明時に提案者の名称が特定できるような表現及び対応はしないこと。
- ・プレゼンテーションで使用する機器のうちスクリーン以外は、提案者において用意すること。（スクリーンは企業団が用意する）

(4) 審査結果の通知

審査結果は、令和7年6月中旬に各提案者に対し電子メールで通知する。また、企業団ホームページで「最優秀提案者（受託候補者）」、「次点候補者」を公表する。

10. 契約の締結

契約の締結に当たっては、次により行うこととする。

(1) 契約の締結方法

企業団が選定した最優秀提案者（受託候補者）との間で、提出された企画提案書の記載事項を踏まえた契約に関する協議を行い、協議が整った場合に、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定に基づく随意契約により、本業務の委託契約を締結する。

また、最優秀提案者（受託候補者）と協議が整わない場合にあっては、次点候補者と同様の協議を実施のうえ、契約を締結する。

なお、最優秀提案者（受託候補者）及び次点候補者の決定から契約締結までの間に、地方自治法施行令第167条の4第2項に基づいて企業団が入札に参加させないこととした同等以上の処分を受けた場合、または「3 参加資格」に合致しないこととなった場合は、契約を締結しないこととする。

(2) 契約書の作成

契約書は2通作成し、企業団及び受託者の双方が各1通を保有する。なお、契約書の作成に要する費用は、すべて受託者の負担とし、契約変更についても同様とする。

(3) 契約保証金

- ① 春日那珂川水道企業団契約事務規程第29条の規定により契約金額の100分の10以上に相当する金額の契約保証金を契約締結時までに納付しなければならない。
- ② 契約保証金の納付は、春日那珂川水道企業団契約事務規程第30条のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

II. その他

(1) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 企画提案審査の結果の通知までに、参加資格要件を満たさないことが明らかになった場合
- ② 公告日から契約に係る見積合わせを執行するまでの間に、入札参加選定基準による指名排除項目に該当した場合、及び企業団要綱に基づく指名停止基準による指名停止を受けた期間がある場合
- ③ 本プロポーザルの適切な執行を妨害又は妨害しようとした場合
- ④ 提出書類に虚偽の内容が記載された場合
- ⑤ プレゼンテーション及びヒアリングに参加しない場合
- ⑥ 書類が本要領に記載された提出期限までに提出されない場合
- ⑦ その他、企業団が不適切と認めた場合

(2) 無効事項

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- ① 参加資格要件を有しない者が行った参加表明及び企画提案（以下「企画提案等」

という。)

- ② 失格事項に該当する者が行った企画提案
- ③ 提出書類が本要領の記載内容に従わない企画提案等
- ④ 同一の者が2件以上の書類を提出した企画提案等
- ⑤ 見積書の金額が「0円」と記載された企画提案
- ⑥ 見積書の金額が提案限度額を超えている企画提案
- ⑦ 書類に記載された内容が不明瞭な企画提案等
- ⑧ 書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていない企画提案等
- ⑨ 談合、その他不正行為によってなされたと認められる企画提案等

(3) 留意事項

- ① 本要領及び仕様書を熟読し、それらを遵守すること。
- ② 企画提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- ③ 使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
- ④ 提出書類の提出後における内容の変更、書類の差替え、又は再提出は認めない。
ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、企業団が承諾した場合は、この限りでない。
- ⑤ 本プロポーザルに関して提出された書類は、すべて返却しない。
- ⑥ 提出書類の著作権は、第三者に帰属するものを除き、提案者に帰属する。なお、企画提案に関する提出書類の中で、第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ておくこと。第三者の著作権に関する責任は、使用した提案者がすべて負うこと。
- ⑦ 本要領に定めのない事項及び本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

(4) 辞退

本プロポーザルへの参加を希望した者、参加資格を有すると判断された者（以下「プロポーザル参加者」という。）は、プレゼンテーション及びヒアリングを実施するまでは、いつでも本プロポーザルへの参加を辞退することができる。本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（別紙5）を持参して提出すること。

なお、本プロポーザルを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な扱いを受けるものではない。

(5) プロポーザル参加者が1者の場合の取扱い

プロポーザル参加者が1者となった場合であっても中止しない。

(6) 不正行為等に対する措置

プロポーザル参加者が不正行為を行った場合、又はその疑いが生じた場合など、公正な企画提案及び審査が行えないと企業団が認めたときは、企業団は当該参加者を本プロポーザルに参加させず、又は企画提案の日程を延期し、若しくは中止させることができる。契約締結後においても、不正行為を行っていたことが判明した場合は、当該参加者との契約を解除することができる。

なお、不正行為により企業団に何らかの損害を発生させた場合は、企業団は当該参加者に対し損害賠償を請求することができる。

12. 問合わせ先

〒816-0804 福岡県春日市原町 2 丁目 30 番地 2

春日那珂川水道企業団 総務課 総務係

電話番号：092-571-7001 FAX 番号:092-574-4960

電子メール：somu@kasuga-nakagawa-suido.or.jp

- ・郵送の場合は、配達完了が確認できる書類郵便等に限る。
- ・電子メール又は FAX の場合は、必ず電話による受理確認を行うこと。
- ・受付時間は、土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までとする。